

令和8年第7回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年7月10日（金） 午前9時30分から午前9時55分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長 伊藤圭樹
教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 安藤友佳
教育専門員 鷺澤 徹

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第25号 令和9年度使用 小中学校教科用図書の採択について ※秘密会

（2）承認第6号 豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正に係る代決について

（3）報告第25号 小中学校夏休みの指導計画について

（4）報告第26号 豊山グランドネーミングライツ契約締結について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

事務局長： 本日は、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和8年第7回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。会議の取り回しを教育長にお願いします。

よろしくお願いします。

教 育 長 : おはようございます。それではただいまから、令和8年第7回教育委員会定例会を開会させていただきます。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、事前に配付させていただきました、令和8年6月5日（金）に開催しました第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 令和8年第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后、皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 7月7日（火）は小暑ということで、梅雨が終わり、暑さが本格的になる節目を迎えています。翌々日頃から一斉にセミが鳴き始め、夏の本番を迎えていくことと思います。

7月7日は七夕でもありました。役場1階ロビーには、子どもたちの願い事を書いた短冊の展示がされていましたが、子どもたちや教職員の願いが確かな努力で実現していくよう、教育行政を進めていかなければいけないと思っております。

先月、校長と教育委員の皆さまとの意見交換において、学校が思い描いているビジョンや思いを共有させていただきました。学校の中だけでは、わからないこともあります。懇談会において、委員の皆さまの、外からの視点でご助言いただけたことで、校長としても、独りよがりになっていないかなど、気づくことが多くあったかと思えます。貴重なお時間をありがとうございました。

あと1週間で1学期が終業となります。水難事故や交通事故等がないよう、生徒指導等をしっかりしていきたいと思えます。また、全国的に大きな課題の1つである、小中学生、高校生の自死の増加傾向にも憂慮しており、7月の校長会においても児童生徒へのケアと、即時に相談できる体制がとれるよう、指導をさせていただいたところでございます。

それでは、事業報告につきまして、事務局長の方からご説明申し上げます。

事 務 局 長 : それでは、この間の報告をさせていただきます。

6月9日（火）～10日（水）の2日間、中学2年生の自然体験学習を近江八幡で実施しております。6月22日（月）、町長と児童の給食懇談会を新栄小学校で行っております。6月25日（木）、豊山中学校

において、現職研修を実施しております。6月29（月）、豊山小学校への学校訪問を行っております。7月1日（水）、第1回豊山町青少年育成会議を開催しております。7月6日（月）、町内校長会議、第1回給食センター運営委員会、夜間において第1回町民体育大会実行委員会を開催しております。6月1日（月）～6月15日（月）、6月議会が開催されております。教育委員会に関する一般質問として、「生命（いのち）の安全教育」を始め、6つのご質問をいただいております。一般質問の内容につきましては、別添資料にて配布しておりますので、後程お目通しいただければと思います。

また、教育委員会に関する議案第47号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第2号）として、補正予算を計上しております。内容につきましては、今年度、豊山小学校で実施します「道徳教育推進事業」に係る予算を歳入歳出ともに250千円計上し、議決をいただいたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

（意見なし）

【日程第3 付議案件】

教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。「議案第25号 令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規程による「その他の案件」にあたりますので、後程、秘密会で審議することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : それでは、議案第25号は、後程、非公開で審議をいたします。

続いて、「承認第6号 豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正に係る代決について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

（意見なし）

教 育 長 : ご意見等ないようですので、ただいまの代決処理の承認について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 承認第6号は原案どおり承認されました。

続いて「報告第25号 小中学校夏休みの指導計画について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。

新栄小学校の指導計画では、「メディアに関わる時間を考えた生活をさせる」、という部分を強調していますが、特に長期休業中はSNS、スマホ、ゲームに依存し、生活のバランスを乱していく恐れが高いため、書かれているのではないかと思います。

規則正しい生活、スマホ等の過度の使用、スマホに依存した生活について、とても心配な部分があるかと思っています。

夏休みまで1週間あるので、スマホ等の使用時間についてはよく家庭で話し合う、ルールを作るなど、気を付けていただきながら、夏休みを迎えていただきたいと思います。

事務局からの説明につきまして、委員の皆さまから、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、「報告第26号 豊山グランドネーミングライツ契約締結について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

佐藤職務代理者 : 愛称の「ちゅとら」とはどういう意味ですか。

生涯学習課長 : 中部大学のマスコットキャラクターの名前になります。

教 育 長 : 契約期間について、補足をお願いします。

生涯学習課長 : 契約開始を8月1日ではなく、7月25日としていますのは、7月25日に夏祭り「とよやまDEないと」が開催されるため、その日に合わせた開始日としています。「とよやまDEないと」において、ネーミングライツのお披露目をさせていただく予定としております。

後 藤 委 員 : ネーミングライツは初めてになりますか。

事 務 局 長 : 町としては、児童遊園で既に実施していますが、教育委員会としては今回が初めてとなります。

佐藤職務代理者 : 看板の付け替えは、町が行うのですか。

生涯学習課長 : 中部大学が行います。

後 藤 委 員 : 町と中部大学がお互いに盛り上がっていくと良いですね。

佐藤職務代理者 : これをきっかけに、部活動の地域展開で学生と協力するなど、協力できる場面が増えると良いですね。

事 務 局 長 : 中部大学には、文化財のPR動画を作っていただいているので、これから良い関係を続けていければと思っています。

教 育 長 : そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、以上で付議案件を終わりたいと思います。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等
はありますか。

学校教育課長 : 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

佐藤職務代理者 : 学校の体育館の空調工事のスケジュールを教えてください。

学校教育課長 : 中学校につきましては、7月から工事を進めており、12月を目途
に完成する予定です。

佐藤職務代理者 : 小学校については、1校ずつ行うのでしょうか。3校同時に行うの
は難しいでしょうか。

学校教育課長 : そういった部分を含めて、現在検討を進めている状況でございます。

佐藤職務代理者 : 1年に1校ずつ設置をすると、全校に設置するのに3年かかってし
まいます。暑い夏が続いていますので、子どもの命を守るためにも、
1校ずつではなく、3校同時に実施していただきますよう、強く願
いしたいと思います。

教 育 長 : 教育委員の方の思いとして、体育館の空調の設置を、3校同時に、
可及的速やかに実施できるようにという強い要望と捉えさせていただきます。

(発言なし)

閉会の宣告 (午前9時55分)

教 育 長 : 以上で、令和8年第7回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和8年第7回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和8年7月10日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第25号 令和9年度使用 小中学校教科用図書の採択について
※秘密会
- (2) 承認第 6号 豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正に係る代決について
- (3) 報告第25号 小中学校夏休みの指導計画について
- (4) 報告第26号 豊山ブランドネーミングライツ契約締結について

5 その他

6 閉会の宣告

承認第 6 号

豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第 7 条第 1 項に基づき、承認を求める。

令和 8 年 7 月 1 0 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第 7 条第 1 項により、承認を求める必要があるからである。

豊山町教育委員会規則第 号

豊山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

豊山町教育委員会事務局組織規則（平成8年豊山町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中

「

社会教育センター	主査	上司が命ずる事務を処理する。
	社会教育主事	上司が命ずる事務を処理する。
	主任	上司が命ずる事務を処理する。
	主事	上司が命ずる事務を処理する。
	主事補	上司が命ずる事務を処理する。

」を

「

社会教育センター	専門監	上司が命ずる事務を処理する。
	主査	上司が命ずる事務を処理する。
	社会教育主事	上司が命ずる事務を処理する。
	主任	上司が命ずる事務を処理する。
	主事	上司が命ずる事務を処理する。
	主事補	上司が命ずる事務を処理する。

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

豊山町教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
(その他の職制)			(その他の職制)		
第10条 前2条に規定するもののほか、次の表の組織欄に掲げる課及び出先機関の組織に、同表職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			第10条 前2条に規定するもののほか、次の表の組織欄に掲げる課及び出先機関の組織に、同表職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
略	略	略	略	略	略
社会教育センター	専門監	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>	社会教育センター	主査	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>
	主査	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>		社会教育	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>
	社会教育	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>		主事	
	主事			主任	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>
	主任	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>		主事	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>
	主事	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>		主事補	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>
	主事補	<u>上司が命ずる事務を処理する。</u>			

報告第 25 号

小中学校夏休みの指導計画について

令和 8 年 7 月 17 日から始まる豊山町立小学校及び中学校の夏季休業期間中における児童生徒の生活指導計画について、各小学校長及び中学校長より別紙のとおり提出がありましたので、報告します。

報告第26号

豊山グラウンドネーミングライツ契約締結について

豊山グラウンドのネーミングライツ契約を、下記のとおり締結しますので報告します。

記

- 1 ネーミングライツ対象施設
豊山グラウンド（豊山町大字豊場字小道3番地2）
- 2 ネーミングライツパートナー
学校法人中部大学
- 3 愛称
中部大学ちゅとらグラウンド
- 4 契約期間
令和8年7月25日～令和13年7月24日（5年間）
- 5 契約金額
年額110万円（税込）
- 6 契約締結式
日 時：令和8年7月25日（土）午後4時
会 場：豊山町役場 2階 会議室1
出席者：学校法人中部大学学長、大学事務局長、国際・地域推進部長
町長、副町長、教育長、町議会議長、副議長